

電力ホールのご使用について

1. 電力ホール(以下、「ホール」という。)のご使用については、必要事項を記入した「電力ホール使用申込書」をホールへ提出いただき、当社承認をもってホール使用契約成立とし、申込者へ貸出します。
2. ホールの使用時間は、入館後から催物終了後の撤収・完全退館までの時間です。
3. ホール使用料は、別紙「電力ホール使用料金表」のとおりです。ホール使用前に内容(裏面「電力ホールご使用上のお願い」含む)を必ずご確認ください。
4. 申込みに際し、予約金として申込内容により算出したホール使用料相当額(付帯設備、機材使用料を除く)を申し受けます。予約金は公演後のホール使用料清算時に充当させていただきます。
5. ホール使用权の転貸または譲渡、催物の変更はお断りいたします。
6. 以下の項目に該当すると判断された場合、ホール使用の申込みはお受けできません。
また、ホール使用契約の成立後であっても、契約の解除または使用を停止します。
 - (1) 公序良俗を乱すおそれのある場合。
 - (2) 使用目的、内容が契約と相違する場合。
 - (3) 申込者または使用者(申込内容の催物に関する現場スタッフおよび出演者等関係者を以下、「使用者」という。)が暴力団または暴力団関係者の場合、もしくは暴力団の活動を助長または暴力団の運営に資することとなる利用の場合。
 - (4) 申込事項に偽りがあった場合や不正な手段により使用申込みを行った場合。
 - (5) その他ホール運営上支障がある場合。
7. ホール使用契約の成立後、上記「6.」の場合を含め、ホール使用を取り止める場合はキャンセル料を申し受けます。キャンセル料は、申込内容の使用日時に基づき算出したホール使用料相当額(付帯設備、機材使用料を除く)に対しキャンセル申し出日から使用予定日までの月数が該当する以下(1)~(3)の割合を掛けて算出いたします。
なお、お預かりした予約金はキャンセル料と相殺いたします。

(1) 契約成立後、使用予定日の6ヶ月以前まで	20%
(2) 使用予定日より6ヶ月未満、2ヶ月以前まで	50%
(3) 使用予定日の2ヶ月未満	100%
8. ホールの施設・備品等に対し、申込者および使用者、来場者等に起因する損害が発生した場合には申込者はその損害を賠償しなければなりません。
9. 非常事態・天災等によってホールの施設・備品が損壊し、または損壊の恐れがあり、使用不可能な事態が生じた場合申込者がこれによって損害を受けても、ホールはその損害を賠償する責任を負いません。
10. 火災・停電・盗難その他の事故で申込者および使用者、来場者等に事故が生じた場合、ホールに重大な過失がない限り、ホールは損害を賠償する責任を負いません。
11. 自然災害や疫病等により催物が中止となった場合、ホール使用料については後日ご相談のうえ、取り扱わせていただきます。また、その他の賠償の責任は負いません。
12. 各項目以外の事項について疑義が生じた場合は、その都度、ホール側と申込者および使用者側が誠意を持って協議することといたします。
13. お預かりした個人情報(「催物情報の公開について」にて、「承諾・希望する」を選択された場合、必要な情報を「電力ホール行事予定」およびホールのホームページへ掲載し、一般公開いたします。また、個人情報の利用はホールからの連絡および一般公開にのみ利用し、当社規定に基づき廃棄いたします。

以上

電力ホール(東日本興業株式会社ホール部)
〒980-8534 仙台市青葉区一番町3-7-1電力ビル7階
TEL.022-225-2251 FAX.022-267-4860
d-hall@hnk-i.co.jp <https://hall.d-biru.com>
お問い合わせ 平日(月~金)10:00~17:00

